



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
3月4日  
第288号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 告 示

- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨 (森林保全課) ..... 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課) ..... 2
- 特定農業用ため池の指定 (農村振興課) ..... 2
- 特定農業用ため池の指定の解除 (農村振興課) ..... 2
- 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 4

### ○ 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課) ..... 5

### ○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部) ..... 5
- 土地改良区役員退任公告 (東近江) ..... 7

### ○ 病院事業庁規程

- ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正 ..... 7

### ○ 正 誤

- ※令和3年12月28日付け第270号滋賀県警察本部告示第72号中 ..... 8

## 告 示

### 滋賀県告示第80号

令和3年農林水産省告示第1653号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を日野町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 蒲生郡日野町大字熊野字北山41、42
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1653号のとおり

### 滋賀県告示第81号

令和3年農林水産省告示第1962号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市九居瀬町字岩谷706-1、707、708、字万行1263-1、1267-1、字元1268-1
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1962号のとおり

### 滋賀県告示第82号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
社会医療法人誠光会草津ケアセンター訪問リハビリステーション	草津市野村二丁目13番13号	社会医療法人誠光会 理事長 北野博也	草津市矢橋町1660	介護予防訪問リハビリテーション	令和4.3.1	2550680017

### 滋賀県告示第83号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
静子池	大津市大石龍門五丁目	令和4.3.1
伊勢貝池	甲賀市水口町中山	
地味ヶ谷池	甲賀市甲賀町上野字地味ヶ谷	
西谷池	甲賀市甲賀町上野字西谷	
山王池	甲賀市甲賀町神保字神原	
榊谷池	長浜市小室町	
奥出溜池	高島市今津町日置前	

### 滋賀県告示第84号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第124号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
清滝の溜池	米原市清滝字辻161 他5筆	令和4.3.1
末谷溜	愛知郡愛荘町松尾寺字末谷974-1	

### 滋賀県告示第85号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第132号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
タノ鎌下池	大津市伊香立生津町字長シ山840	

池ヶ谷池	大津市里七丁目字奥山田923	令和4.3.1
梅ヶ谷下池	大津市関津四丁目字畑ノ後60-1	
内野池	大津市栗原字内野1577-1	
石節池	甲賀市甲賀町大原上田字石節244	
正保池	甲賀市甲賀町高嶺184-2 他16筆	
田畑茂光池	甲賀市甲賀町高野字大谷1319	
朝月池	甲賀市甲賀町滝字上朝月1360 他12筆	
里祭池	甲賀市甲南町竜法師字池ノ頭1478	
百々池	甲賀市甲南町竜法師字百々1948	
大池(長野)	甲賀市信楽町長野字窯ヶ谷1422	
はたやま池	甲賀市信楽町江田字湯屋縄手301-1、301-2	
野上新池	甲賀市水口町虫生野字落シ谷1500-3 他8筆	
小谷池	甲賀市水口町伴中山字小谷1469	
川田三次池	甲賀市甲賀町神保字小山1849	
石屋池	甲賀市信楽町黄瀬字角子1686	
入町池	野洲市入町字小山265	
西池	野洲市大篠原字田中3190	
新池(大篠原)	野洲市大篠原字野村2816	
東池	野洲市大篠原字野神2122	
奥平子池	野洲市小堤字西山田1143	
御池	野洲市妙光寺字東光寺2-1、2-2	
新池(小堤)	野洲市小堤字上之市814	
陰幻堂池	野洲市小堤字上ノ市1231	
桜池	野洲市北桜字兀山978-94	
宮池	野洲市小篠原字宮山141	

滋賀県告示第86号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和2年滋賀県告示第188号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
坂下溜	東近江市土器町字割山949-1	令和4.3.1
谷堤溜	東近江市土器町字谷口958-1	
庚申溜	東近江市土器町字天ノ谷970	
下馬溜	東近江市石塔町字寺923、923-1	
沢溜	東近江市川合町字沢249	
砂原溜	東近江市稲垂町字砂原172-1	

滋賀県告示第87号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき令和3年滋賀県告示第177号で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
平畑池	大津市伊香立生津町	
惣林古池	大津市伊香立南庄町	

おやま池	大津市北大路三丁目	令和4.3.1
でんくろ池	大津市伊香立南庄町	
権兵衛池	大津市伊香立南庄町	
崩レ池	大津市伊香立南庄町	
堂ノ上池 4	大津市真野谷口町	
堂ノ上池 3	大津市真野谷口町	
勘平池	大津市千町三丁目	
孫平池	大津市千町三丁目	
野上下池	大津市石山南郷町	
にごり池	大津市石山南郷町	
茂平池	大津市石山南郷町	
野上上池	大津市石山南郷町	
長取北池	大津市羽栗一丁目	
吉与門池	大津市羽栗一丁目	
喜与門池	大津市羽栗一丁目	
善兵衛池	大津市森三丁目	
椿谷池	大津市枝三丁目	
源助池	大津市里七丁目	
善次郎池(B)	大津市上田上牧町	
寅造池	大津市牧一丁目	
戸塚下池	大津市上田上牧町	
恋の山池	大津市上田上牧町	
恋の池 A	大津市上田上牧町	
弥寿男下池	大津市上田上桐生町	
弥寿男中池	大津市上田上桐生町	
弥寿男上池	大津市上田上桐生町	
弥寿男奥池	大津市上田上桐生町	
山本要道池	大津市上田上桐生町	
山本要道上池	大津市上田上桐生町	
上田上池	大津市大石曾束町	
岩上池	大津市大石曾束町	
重右エ門池	大津市上田上平野町	
克彦池 1	大津市上田上平野町	
宮ノ前池	大津市真野谷口町	
半道池	大津市和邇中	
新池(桜生)	野洲市小篠原	

滋賀県告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月4日から令和4年3月18日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
愛知川彦根線	彦根市野良田町字岸ノ下632番1地先から 彦根市彦富町字榎木立682番1地先まで	令和4.3.5 13時	L=584.0m

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町450番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数および位置
  - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり
  - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり
- 4 変更年月日 平成23年8月6日
- 5 変更の理由 駐車場敷地拡大における出入口新設のため
- 6 届出年月日 令和4年2月18日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
  - (2) 縦覧期間 令和4年3月4日から令和4年7月4日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和4年7月4日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ナフコ野洲店 野洲市小篠原地内ほか
- 2 意見の概要 野洲市からの意見  
出店予定地に近い地域にある市立野洲中学校からは、店舗出入口への警備員の配置等を要望されています。入退場を円滑化して交通渋滞の防止を図るとともに、通勤通学者、利用客および通行人等の安全確保に配慮いただくことが、生活環境の保持につながるためです。  
その他、開発に当たって関係課から付された個別の要件には、各課との協議および各法令等を遵守し、適切に対応いただきますよう、念のため申し添えます。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
  - (2) 縦覧期間 令和4年3月4日から令和4年4月4日まで

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上龍華土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年3月4日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 村 和 典	大津市伊香立上龍華町527番地
”	西 村 重 彦	同 所509番地
”	小 門 政 則	同 市伊香立下龍華町328番地
”	澤 田 英 弥	同 所301番地
”	田 中 貴 裕	同 所314番地
”	山 口 英 雄	同 所551番地
”	山 田 隆	同 市伊香立上龍華町396番地
”	山 本 稔	同 所502番地
監 事	田 中 康 男	同 所405番地
”	荒 堀 光 信	同 所416番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	西 村 和 典	大津市伊香立上龍華町527番地
”	西 村 重 彦	同 所509番地
”	小 門 政 則	同 市伊香立下龍華町328番地
”	澤 田 英 弥	同 所301番地
”	田 中 貴 裕	同 所314番地
”	山 口 英 雄	同 所551番地
”	山 田 隆	同 市伊香立上龍華町396番地
”	山 本 稔	同 所502番地
監 事	田 中 康 男	同 所405番地
”	荒 堀 光 信	同 所416番地

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、守山南部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年3月4日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	北 野 進	守山市矢島町918番地の7
”	寺 田 保 夫	同 所1514番地
”	高 岡 秀 和	同 市赤野井町283番地
”	堀 井 久 嘉	同 所238番地の1
”	石 田 和 成	同 市石田町209番地の2
”	中 嶋 邦 文	同 市十二里町330番地
”	西 田 伊 和 夫	同 市大林町256番地
”	寺 田 武 弘	同 市欲賀町890番地の5
”	寺 田 久 登	同 市森川原町47番地
”	寺 田 義 治	同 市山賀町425番地
”	杉 江 清 作	同 市杉江町430番地の5
監 事	松 村 茂	同 市山賀町630番地
”	真 田 善 之	同 市赤野井町72番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
-----------	-----	-----

理事	林 秀 泰	守山市矢島町568番地
〃	梅 田 繁 雄	同 所953番地
〃	眞 田 善 之	同 市赤野井町72番地
〃	堀 井 久 嘉	同 所238番地の1
〃	石 田 和 成	同 市石田町209番地の2
〃	中 嶋 邦 文	同 市十二里町330番地
〃	西 田 伊 和 夫	同 市大林町256番地
〃	寺 田 安 喜 雄	同 市欲賀町788番地
〃	寺 田 久 登	同 市森川原町47番地
〃	松 村 茂	同 市山賀町630番地
〃	古 高 弘 士	同 市杉江町669番地
監事	北 野 進	同 市矢島町918番地の7
〃	市 川 貞 夫	同 市大林町280番地

-----  
**土地改良区役員退任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日野町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年3月4日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 喜 夫	蒲生郡日野町大字中在寺81番地1

**病 院 事 業 庁 規 程**

**滋賀県病院事業庁規程第2号**

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

付則第10項の見出しを「(特例期間における給料の調整額の特例)」に改める。

付則に次の1項を加える。

(給料の調整額に関する特例)

31 当分の間、別表第6の規定の適用については、同表中

小児保健医療センター	療育部に勤務し、児童の指導とする児童指導員、保育
------------	--------------------------

導または保護の業務に直接従事することを本士または職業指導員である職員の職	1.5
--------------------------------------	-----

とあるのは、

総合病院	看護師であ
小児保健医療センター	療育部に勤務とする児

る職員の職	0.3
務し、児童の指導または保護の業務に直接従事することを本児童指導員、保育士または職業指導員である職員の職	1.5

とする。

**付 則**

- この規程は、令和4年3月4日から施行する。
- この規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(次項において「新規程」という。)の規定

は、令和4年2月1日から適用する。

- 3 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

正 誤

令和3年12月28日付け第270号滋賀県警察本部告示第72号中

ページ	行	誤	正
17	5	(注) 1 を削り	(注) 1 を削り、(注) 2 を (注) 1 とし